

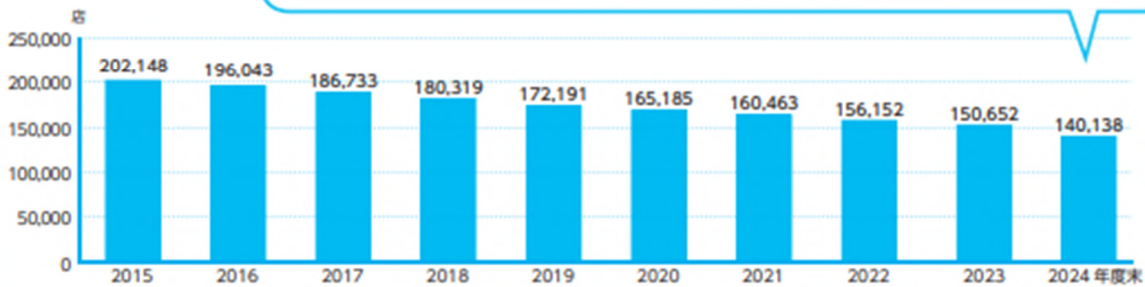
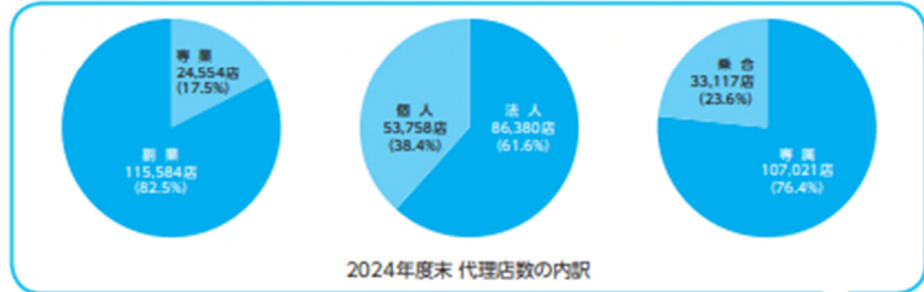
損保代理店資料

(注) 代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。

代理店実在数の推移

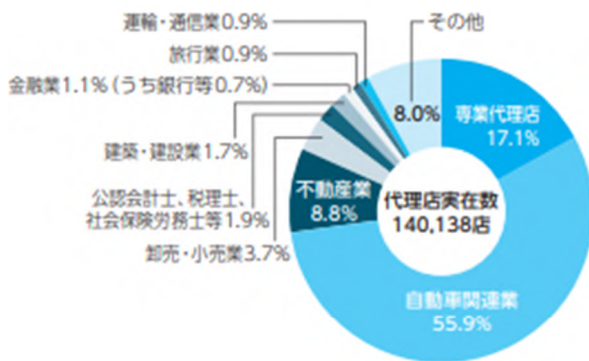
2024年度末

14万138店



(注1) 都道府県別データについては、損保協会ホームページを参照。
 (注2) 代理店実在数は1996年度末の62万3,741店が最多。

▶ チャネル別の構成比



参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2025年3月末現在)

損害保険契約ができるお店・場所の種類	店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)	23,913	17.1%
専業代理店以外の代理店		
自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場)	78,349	55.9%
不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	12,332	8.8%
卸売・小売業(自動車関連業を除く)	5,181	3.7%
公認会計士、税理士、社会保険労務士等	2,749	1.9%
建築・建設業	2,354	1.7%
金融業(銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	1,501	1.1%
うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(954)	(0.7%)
旅行業(旅行会社、旅行代理店)	1,303	0.9%
運輸・通信業	1,239	0.9%
その他(製造業、サービス業等)	11,217	8.0%
合計	140,138	100.0%

(注1) 「2024年度末 代理店数の内訳」图中的専業代理店数(24,554店)と、上記表中の専業代理店数(23,913店)が異なっている。これは、「代理店数の内訳」と「チャネル別の構成比」の統計において、損害保険と生命保険の両方を販売している代理店の計上方法(専業または副業の区分)が異なっていることが理由。

(注2) 専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合がある。

出典：「日本損害保険協会」ホームページより

2026年4月9日 参議院財政金融委員会
 日本共産党 大門実紀史 提出資料①

金融庁の保険会社向けの総合的な監督指針（令和8年4月）

Ⅱ-4-2-14 代理店手数料の算出方法

個々の代理店手数料の算出方法については、代理店委託契約に基づき、損害保険会社と保険代理店との間の協議・合意により決定されている。

この算出方法について、保険代理店に保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を阻害する不適切なインセンティブを与え、不適切な保険募集を誘引することがないように、以下の点に留意するとともに、これらの潜脱が防止されているか。

なお、代理店への手数料の算出に当たっては、保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を確保する観点から、コンプライアンス上不適切な事案の発生状況等を考慮しているか。

(1) 損害保険会社による評価項目としては、「規模・増収率」に偏ることなく、「業務品質」を重視しているか。

(2) 業務品質評価の具体的な指標について、損害保険会社の事務効率化にとどまらず、顧客にとってのサービス向上や法令等遵守に資するものとなっているか。

(3) 乗合代理店におけるシェアの拡大・維持や、保険代理店の新設や乗合いの承諾を得るなどの営業上の目的で、他の損害保険会社の代理店手数料の割増引率に追随するなどの例外的な運用を行っていないか。

(4) 業務品質評価割合の考え方を開示しているか。

出典：金融庁ホームページより ※下線は大門事務所

2026年4月9日 参議院財政金融委員会
日本共産党 大門実紀史 提出資料②